

人事事務取扱規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 部 組織規程第 5 条第 1 項に規定する内部統制・コンプライアンス室及び同条第 2 項に規定する部及び室をいう。</u></p> <p><u>(8) 所 組織規程第 2 条に規定する病院をいう。</u></p> <p>第 3 条～第 19 条 (略)</p> <p>(職務専念義務免除の手続)</p> <p>第 20 条 就業規則第 33 条の規定に基づき、職員が職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、次の各号に規定するところにより手続をとらなければならない。</p> <p>(1) 就業規則第 33 条第 1 号、<u>第 3 号及び第 4 号</u>に規定する場合は、職務専念義務免除承認申請書(1) (第 4 号様式) をあらかじめ所属長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 就業規則第 33 条第 2 号に規定する場合は、休暇等申請 (届出) 簿によりあらかじめ所属長の承認を受けなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>第 3 条～第 19 条 (略)</p> <p>(職務専念義務免除の手続)</p> <p>第 20 条 就業規則第 33 条の規定に基づき、職員が職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、次の各号に規定するところにより手続をとらなければならない。</p> <p>(1) 就業規則第 33 条第 1 号及び<u>第 5 号</u>に規定する場合は、職務専念義務免除承認申請書(1) (第 4 号様式) をあらかじめ所属長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 就業規則第 33 条第 2 号に規定する場合は、休暇等申請 (届出) 簿によりあらかじめ所属長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(3) 就業規則第 33 条第 3 号及び第 4 号に規定する場合は、職務専念義務免除承認申請書(2) (第 5 号様式) に関係書類を添え、所属長を経て人事部長に提出しなければならない。この場合において、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程 (以下「給与規程」という。) 第 8 条に定める給料表及び給料表に定める職務の級が事務職等給料表(1)の 7 級以上、医療職給料表(1)の 3 級以上 (部長の職にある者に限る。)、医療職給料表(2)の 6 級以上、医療職給料表(3)の 7 級以上及び技術研究職給料表の 6 級以上の職にある者については理事長が、給与規程第 8 条に定める給料表及び給料表に定める職務の級が事務職等給料表(1)の 6 級以下、医療職給料表(1)の 3 級医長以下、医療職給料表(2)の 5 級以下、医療職給料表(3)の 6 級以下及び</u></p>	<p>・部及び所の定義を規定</p> <p>・職専免とすることができるとされた兼業に係る職務専念義務免除申請の手続きを第 20 条第 1 号に規定</p> <p>・就業規則改正に伴い第 20 条第 3 号を削る</p>

新	旧	改正理由等
<p>(3) 就業規則第 33 条第 5 号に規定する場合は、別に定めるところにより前 2 号に準じて手続をとるものとする。</p> <p>(兼業許可の手続)</p> <p>第 21 条 削除</p> <p>第 22 条～第 27 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p><u>技術研究職給料表の 5 級以下の職にある者については人事部長が、それぞれ承認するものとする。ただし、人事部長が別に定める場合にあっては、職務専念義務免除承認申請書(2)に関係書類を添え、所属長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>(4) 就業規則第 33 条第 6 号に規定する場合は、別に定めるところにより前 3 号に準じて手続をとるものとする。</p> <p>(兼業許可の手続)</p> <p>第 21 条 <u>兼業規程第 13 条の規定に基づき、当直など、1 週間当たりの延兼業等従事時間数が 8 時間を超える合理的理由のある場合には、例外的に許可できる。</u></p> <p><u>2 兼業規程第 16 条の規定に基づき、各病院の所属長は、提出された兼業許可(等)申請書及び兼業等の届出書の写しを、提出日の翌月の末日までに理事長に報告しなければならない。</u></p> <p>第 22 条～第 27 条 (略)</p>	<p>・引用規定の整理</p> <p>・兼業許可の手続きは兼業規程に規定されているため削除</p>

新			旧			改正理由等
別表（第5条、第7条関係）			別表（第5条、第7条関係）			
種類	意義	記載形式	種類	意義	記載形式	
1 採用	法人の職員（就業規則第3条に規定された職員をいう。以下同じ。）でない者を、職員の職に任命することをいう（次項に規定する再雇用及び第2項に規定する定年前再雇用の場合を除く。）。	(1) (略) (2) (略) (3) (略) 任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする (略) (4) (略) 任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする (略) (5) (略) 任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする (略) (6) (略) 任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする (略) (7) (略) 任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする (略) (8) (略) 任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする (略)	1 採用	法人の職員（就業規則第3条に規定された職員をいう。以下同じ。）でない者を、職員の職に任命することをいう（次項に規定する再雇用の場合を除く。）。	(1) (略) (2) (略) (3) (略) <u>(任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする)</u> (略) (4) (略) <u>(任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする)</u> (略) (5) (略) <u>(任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする)</u> (略) (6) (略) <u>(任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする)</u> (略) (7) (略) <u>(任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする)</u> (略) (8) (略) <u>(任期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする)</u> (略)	
2 (略)			2 (略)			
<u>3 定年前再雇用</u>	<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定により職員の職に任命することをいう。</u>	<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員に任命するC（定年前再雇用（週〇時間（〇分）勤務））に補する</u> <u>D を適用する</u> <u>〇級を給する</u> <u>E 勤務を命ずる</u> <u>雇用期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする</u> <u>（雇用期間を〇年〇月〇日まで更新する）</u>	(新規)			<ul style="list-style-type: none"> 定年前再雇用を加える。
<u>4～17</u> (略)			<u>3～16</u> (略)			
<u>18</u> 配置換え	職員に勤務部所の変更を命ずることをいう。	(略)	<u>17</u> 配置換え	職員に勤務課所の変更を命ずることをいう。	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 「課」を「部」に改める。
<u>19</u> 兼務	職員を当該職員の勤務部所のほか他の課所に勤務を命ずることをいう。	(略)	<u>18</u> 兼務	職員を当該職員の勤務課所のほか他の課所に勤務を命ずることをいう。	(略)	
<u>20</u> (略)			<u>19</u> (略)			<ul style="list-style-type: none"> 「課」を「部」に改める。
<u>21</u> 名称変更		(1) (略)	<u>20</u> 名称変更		(1) (略)	

新			旧			改正理由等
	職員の職又は勤務部所の名称を変更することをいう。	(2) 勤務課所の名称を変更する場合 (略)		職員の職又は勤務課所の名称を変更することをいう。	(2) 勤務課所の名称を変更する場合 (略)	<ul style="list-style-type: none"> ・「課」を「部」に改める。 ・担当事務を指定すべき職の規定漏れ ・記載様式への規程名の漏れ ・規定漏れ ・規定漏れ ・役職定年を加える ・役職定年の特例を加える
22～25(略)			21～24(略)			
26 医務監、担当局長、技監、統括部長、担当部長、担当課長、主幹又は技幹の担当事務の指定	組織規程第7条第6項、第8項、第7条の2、第9条第2項、第18条第2項及び第18条の4第2項の規定に基づき、 <u>医務監、担当局長、技監、統括部長、担当部長、担当課長、主幹、技幹</u> の担当事務を命ずることをいう。	(1) <u>担当局長、担当部長及び担当課長</u> の場合 I <u>担当局長、担当部長及び担当課長</u> に補する (2) (1)以外の場合 A (I 担当)に補する	25 担当課長又は副部長の担当事務の指定	組織規程第8条第2項、 <u>第9条第1項及び第18条第1項</u> の規定に基づき、 <u>担当課長又は副課長</u> の担当事務を命ずることをいう。	(1) 担当課長の場合 I 担当課長に補する (2) (1)以外の場合 A (I 担当)に補する	
27～30(略)			26～29(略)			
31 解雇	(略)	<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則</u> 第21条第○項第○号により解雇する	30 解雇	(略)	就業規則第21条第○項第○号により解雇する	
32(略)			31(略)			
33 勤務延長	<u>就業規則第19条第1項又は第2項の規定により勤務延長を行い、又は勤務延長の期限を延長することをいう。</u>	(1) <u>勤務延長を行う場合</u> <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第19条第1項の規定により○年○月○日まで勤務を延長する</u> (2) <u>勤務延長の期限の延長をする場合</u> <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第19条第2項の規定により○年○月○日まで勤務延長の期限を延長する</u>	(新規)			
34 勤務延長後の退職	<u>職員が勤務延長の期限の到来により職員としての身分を失うこと又は職員を就業規則第19条第3項の規定により勤務延長の期限を繰り上げて職員としての身分を失わせることをいう。</u>	(1) <u>勤務延長の期限の到来による退職の場合</u> <u>勤務延長の期限の到来により○年○月○日限り退職</u> (2) <u>就業規則第19条第3項の規定による退職の場合</u> <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第19条第3項の規定により○年○月○日限り退職とする</u>	(新規)			
35 管理監督職勤務上限年齢による降任又は転任	<u>就業規則第12条の2第1項の規定により職員を降任又は転任することをいう。</u>	<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第12条の2第1項の規定によりAに補する</u> <u>○級○号給を給する</u>	(新規)			
36 異動期間の延長	<u>就業規則第12条の6の規定により、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(同項の規定により延長された期間を含む。)を延長されることをいう。</u>	<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第12条の6の規定により○年○月○日まで異動期間を延長する</u>	(新規)			

新			旧			改正理由等
<u>37</u> ～ <u>43</u> (略)			<u>32</u> ～ <u>38</u> (略)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の整理 ・ 定年引上げに係る給料月額7割措置を加える ・ 給料月額7割措置の不適用を加える ・ 管理監督職勤務上限年齢調整額の支給を加える ・ ()が不要なため削除する。
<u>44</u> 復業	育児休業の承認を受けている職員が育児休業の期間の満了、育児休業の承認の失効若しくは育児休業の承認の取消しにより職務に復帰すること、 <u>自己啓発等休業の承認を受けている職員が自己啓発等休業の期間の満了、自己啓発等休業の承認の失効若しくは自己啓発等休業の承認の取消しにより職務に復帰すること又は配偶者同行休業の承認を受けている職員が配偶者同行休業の期間の満了、配偶者同行休業の承認の失効若しくは配偶者同行休業の承認の取消しにより職務に復帰することをいう。</u>	(略)	<u>39</u> 復業	育児休業の承認を受けている職員が育児休業の期間の満了、育児休業の承認の失効若しくは育児休業の承認の取消しにより職務に復帰すること <u>又は</u> 自己啓発等休業の承認を受けている職員が自己啓発等休業の期間の満了、自己啓発等休業の承認の失効若しくは自己啓発等休業の承認の取消しにより職務に復帰すること又は配偶者同行休業の承認を受けている職員が配偶者同行休業の期間の満了、配偶者同行休業の承認の失効若しくは配偶者同行休業の承認の取消しにより職務に復帰することをいう。	(略)	
<u>45</u> ～ <u>50</u> (略)			<u>40</u> ～ <u>45</u> (略)			
<u>51</u> 給料月額7割措置	<u>職員の給与に関する規程附則第23項の規定により、この規定に規定する額を当該職員の給料月額とすることをいう。</u>	<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程附則第23項の規定により、以後給料月額7割措置を適用する</u>	(新規)			
<u>52</u> 給料月額7割措置の不適用	<u>職員の給与に関する規程附則第24項各号のいずれかの職員に該当することとなることにより、給料月額7割措置を適用しないことをいう。</u>	<u>職員の給与に関する規程附則第24項第○号の職員に該当することとなることにより、以後給料月額7割措置を適用しない。</u>	(新規)			
<u>53</u> 管理監督職勤務上限年齢調整額の支給	<u>職員の給与に関する規程附則第25項、第27項又は第28項の規定により差額に相当する額等を給料として支給することをいう。</u>	<u>職員の給与に関する規程附則第○項の規定により管理監督職勤務上限年齢調整額として○円を支給する</u>	(新規)			
<u>54</u> (略)			<u>46</u> (略)			
<u>55</u> 契約職員の雇用	(略)	(略) 雇用期間は○年○月○日から○年○月○日までとする (略)	<u>47</u> 契約職員の雇用	(略)	(略) <u>(雇用期間は○年○月○日から○年○月○日までとする)</u> (略)	
<u>56</u> (略)			<u>48</u> (略)			

新			旧			改正理由等
57 短時間勤務	地方独立行政法人神奈川県立病院機構短時間正規職員に関する規程第4条第4項若しくは第5条第3項の規定により短時間勤務を承認し、若しくは短時間勤務の期間の延長をすることをいう。	(略)	49 短時間勤務	地方独立行政法人神奈川県立病院機構短時間正規職員に関する規程第4条第4項若しくは第5条第3項の規定により短時間勤務を承認し、若しくは短時間勤務の期間の延長をすること。	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・文言の整理 ・文言の整理及び漏れていた短時間勤務の承認取消の記載形式を規定 ・「課」を「部」に改める
58 短時間勤務の終了	短時間勤務の承認を受けている職員の短時間勤務の期間が満了し、又は短時間勤務の承認が取り消されることをいう。	(1) 短時間勤務の期間の満了により短時間勤務が終了した場合 短時間勤務の期間は満了した (2) <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構短時間正規職員に関する規程第7条の規定による短時間勤務の承認の取消しにより短時間勤務が終了した場合</u> <u>短時間勤務の承認を取り消す</u>	50 短時間勤務の終了	短時間勤務の承認を受けている職員の短時間勤務の期間が満了し、若しくは短時間勤務の承認が取り消しをすること。	(1) 短時間勤務の期間の満了により短時間勤務が終了した場合 短時間勤務の期間は満了した (新規)	
備考 1 記載形式欄中A等とあるのは、次の区分による。 A～D (略) E <u>部</u> 名又は所名を記入する。ただし、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構」は、冠しない。 F～J (略) 2 人事異動の種類を2以上合わせて人事異動を行う場合の記載形式は、次の順による。 (1)～(2) (略) (3) 勤務 <u>部</u> 所 (4) (略)			備考 1 記載形式欄中A等とあるのは、次の区分による。 A～D (略) E <u>課</u> 名又は所名を記入する。ただし、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構」は、冠しない。 F～J (略) 2 人事異動の種類を2以上合わせて人事異動を行う場合の記載形式は、次の順による。 (1)～(2) (略) (3) 勤務 <u>課</u> 所 (4) (略)			

新	旧	改正理由等																																									
<p>第1号様式～第4号様式 (略)</p> <p>第5号様式 <u>削除</u></p>	<p>第1号様式～第4号様式 (略)</p> <p>第5号様式 (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)</p> <p>※ 年 月 日 決裁</p> <table border="1" data-bbox="1288 436 2475 638"> <tr> <td>理事長</td> <td>本部事務局長</td> <td>課長</td> <td>課員</td> <td>主任</td> <td>審査の可否</td> <td>受付年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>受付番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>職務専念義務免除承認申請書(2)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 (所属長氏名)</p> <p>次のとおり職務専念義務の免除の承認を申請します。</p> <p>1 就こうとする業務の属する団体について</p> <table border="1" data-bbox="1288 1079 2475 1150"> <tr> <td>ア 団体の名称</td> <td>イ 団体の種別</td> <td>ウ 所在地</td> <td>エ 団体の事業の内容</td> </tr> </table> <p>2 就こうとする業務について</p> <table border="1" data-bbox="1288 1201 2475 1272"> <tr> <td>ア 職名等</td> <td>イ 従事期間 a 新規 b 継続 年 月 日～ 年 月 日</td> <td>ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1288 1272 2475 1344"> <tr> <td>エ 勤務日 ()</td> <td>オ 勤務時間 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td>週平均 日 (又は月平均 日) 計 日</td> <td>職専免の対象 時 分～ 時 分</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1288 1344 2475 1415"> <tr> <td>カ 収入 有・無 a 実費 b 謝礼 c その他 () 経費 ()</td> </tr> <tr> <td>収入額 円 支給方法 ()</td> </tr> </table> <p>キ 職務内容と責任の程度</p> <p>3 従事を必要とする理由</p> <p>4 従事が現職遂行に与える影響その他参考事項</p> <p>※ 承 認 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">承認番号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>上記については、次のとおり承認する。</p> <p>1 期間</p> <p>2 条件</p> <p>(裏)</p>	理事長	本部事務局長	課長	課員	主任	審査の可否	受付年月日							年 月 日							受付番号								ア 団体の名称	イ 団体の種別	ウ 所在地	エ 団体の事業の内容	ア 職名等	イ 従事期間 a 新規 b 継続 年 月 日～ 年 月 日	ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()	エ 勤務日 ()	オ 勤務時間 時 分～ 時 分	週平均 日 (又は月平均 日) 計 日	職専免の対象 時 分～ 時 分	カ 収入 有・無 a 実費 b 謝礼 c その他 () 経費 ()	収入額 円 支給方法 ()	<p>・第20条第3号を削るため第5号様式及び第6号様式を削除</p>
理事長	本部事務局長	課長	課員	主任	審査の可否	受付年月日																																					
						年 月 日																																					
						受付番号																																					
ア 団体の名称	イ 団体の種別	ウ 所在地	エ 団体の事業の内容																																								
ア 職名等	イ 従事期間 a 新規 b 継続 年 月 日～ 年 月 日	ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()																																									
エ 勤務日 ()	オ 勤務時間 時 分～ 時 分																																										
週平均 日 (又は月平均 日) 計 日	職専免の対象 時 分～ 時 分																																										
カ 収入 有・無 a 実費 b 謝礼 c その他 () 経費 ()																																											
収入額 円 支給方法 ()																																											

新	旧	改正理由等																												
<p>第6号様式 <u>削除</u></p>	<p>備考 1 この申請書は、職員が法人の業務と密接な関連を有する団体の事業又は事務に従事し、あるいは教育研究のため他の事務に従事しようとする場合等において、職務専念義務免除の承認を申請するときに用いる。</p> <p>2 記載に当たっては、次の事項に注意すること。</p> <p>(1) 1イの「団体の種別」については、「公益社団法人」、「公益財団法人」等と記載する。</p> <p>(2) 2イの「従事期間」については、「a 新規」、「b 継続」のいずれかに○を付ける。</p> <p>(3) 2ウの「勤務の態様」については、該当する項目に○を付ける。該当するものがない場合は、内容を具体的に記載する。</p> <p>(4) 2エの「勤務日」については、日又は曜日等により指定されている場合には、その旨を記載する。</p> <p>(5) 2オの「勤務時間」については、1日における実際に従事する時間及び職務専念義務の免除を必要とする時間（往復等に要する時間を含む。）を記載する。あらかじめ時間を特定できない場合は、「随時」と記載する。</p> <p>(6) 2カの「収入」については、「有」、「無」のいずれかの○を付ける。「有」に○を付けた場合は、該当する項目に○を付け、該当するものがない場合は、収入の名称（「旅費」等）を記載する。「経費」については教育研究等で経費を要する場合にその内容を、「収入額」については月額又は年額等を記載し、「支給方法」については収入の算定式その他支給方法（例えば「1日何円×勤務日数何回＝何円」等）を簡略に記載する。</p> <p>なお、営利を目的としない場合であっても、報酬を受けることとなる場合は、営利企業等の従事許可（等）申請書（第6号様式）により申請すること。</p> <p>(7) 4の「従事が現職遂行に与える影響その他参考事項」については、同一従事期間内において他の事由（就業規則第33条第3号、第4号及び第6号に掲げる事由に限る。）により既に職務専念義務の免除を承認されている場合には、その内容を併せて記載する。</p> <p>(8) ※印の欄は、申請者においては記載しないこと。</p> <p>3 承認申請事項に変更を生じた場合は、新たに承認申請手続をとることとする。</p> <p>第6号様式 (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)</p> <table border="1" data-bbox="1288 1585 2475 1837"> <tr> <td colspan="7">※ 年 月 日決裁</td> </tr> <tr> <td>理事長</td> <td>本部事務局長</td> <td>課長</td> <td>課員</td> <td>主任</td> <td>審査の可否</td> <td>受付年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>受付番号</td> </tr> </table> <p>営利企業等の従事許可（等）申請書</p> <p>年 月 日</p>	※ 年 月 日決裁							理事長	本部事務局長	課長	課員	主任	審査の可否	受付年月日							年月日							受付番号	
※ 年 月 日決裁																														
理事長	本部事務局長	課長	課員	主任	審査の可否	受付年月日																								
						年月日																								
						受付番号																								

新	旧	改正理由等				
	<p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">所 属 職 氏名 (所属長氏名)</p> <p style="text-align: center;">次のとおり営利企業等従事の許可（及び職務専念義務の免除の承認）を申請します。</p>					
	<p>1 就こうとする業務の属する団体について</p>					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">ア 団体の名称</td> <td style="width: 25%;">イ 団体の種別</td> <td style="width: 25%;">ウ 所在地</td> <td style="width: 25%;">エ 団体の事業の内容</td> </tr> </table>	ア 団体の名称	イ 団体の種別	ウ 所在地	エ 団体の事業の内容	
ア 団体の名称	イ 団体の種別	ウ 所在地	エ 団体の事業の内容			
	<p>2 就こうとする業務について</p>					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ア 職名等</td> <td style="width: 45%;">イ 従事期間 a 新規 b 継続 年 月 日～ 年 月 日</td> <td style="width: 40%;">ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()</td> </tr> </table>	ア 職名等	イ 従事期間 a 新規 b 継続 年 月 日～ 年 月 日	ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()		
ア 職名等	イ 従事期間 a 新規 b 継続 年 月 日～ 年 月 日	ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">エ 勤務日 () 週平均 日 (又は月平均 日) 計 日</td> <td style="width: 40%;">オ 勤務時間 時 分～ 時 分 職専免の対象 時 分～ 時 分</td> </tr> </table>	エ 勤務日 () 週平均 日 (又は月平均 日) 計 日	オ 勤務時間 時 分～ 時 分 職専免の対象 時 分～ 時 分			
エ 勤務日 () 週平均 日 (又は月平均 日) 計 日	オ 勤務時間 時 分～ 時 分 職専免の対象 時 分～ 時 分					
	<p>カ 収入 有・無 a 報酬 b 実費 c その他 () 経費 () 収入額 円 支給方法 ()</p>					
	<p>キ 職務内容と責任の程度</p>					
	<p>3 従事を必要とする理由</p>					
	<p>4 従事が現職遂行に与える影響その他参考事項</p>					
	<p>※ 営利企業等の従事許可（等）通知書</p> <p style="text-align: right;">許可番号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>上記については、次のとおり許可し、及び承認する。</p> <p>1 期間</p> <p>2 条件</p>					
	<p>(裏)</p> <p>備考 1 この申請書は、職員が営利企業等に従事することについて許可を申請する場合に用いる。また、営利企業等に従事するために正規の勤務時間を割く場合には、職務専念義務免除承認申請書を兼ねる。営利を目的としない場合であっても、報酬を受けることとなる場合は、この申請書による許可が必要となる。</p> <p>2 記載に当たっては、次の事項に注意すること。</p> <p>(1) 1イの「団体の種別」については、「株式会社」、「一般社団法人」、「一般財団法人」等と記載する。</p> <p>(2) 2イの「従事期間」については、「a 新規」、「b 継続」のいずれかに○を付ける。</p> <p>(3) 2ウの「勤務の態様」については、該当する項目に○を付ける。該当するものがない場合は、内容を具体的に記載する。</p> <p>(4) 2エの「勤務日」については、日又は曜日等により指定されている場合には、その旨を記載する。</p> <p>(5) 2オの「勤務時間」については、1日における実際に従事する時間及び職務専念義務の免除を必要とする時間（往復等に要する時間を含む。）を記載する。あらかじめ時間を特定できない場合は、「随時」と記載する。</p>					

新	旧	改正理由等
(略)	<p>(6) 2カ所の「収入」については、「有」、「無」のいずれかに○を付ける。「有」に○を付けた場合は、該当する項目に○を付け、該当するものがない場合は、収入の名称(「謝礼」等)を記載する。「経費」については教育研究等で経費を要する場合にその内容を、「収入額」については月額又は年額等を記載し、「支給方法」については収入の算定式その他支給方法(例えば「1日何円×勤務日数何回=何円」等)を簡略に記載する。</p> <p>(7) 4の「従事が現職遂行に与える影響その他参考事項」については、同一従事期間内において既に、営利企業等の従事許可を受けている場合又は他の事由(就業規則第33条第3号、第4号及び第6号に掲げる事由に限る。)により職務専念義務の免除を承認されている場合には、その内容を併せて記載する。</p> <p>(8) ※印の欄は、申請者においては記載しないこと。</p> <p>3 許可申請事項に変更を生じた場合は、新たに許可申請手続をとることとする。</p> <p>(略)</p>	